

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案新旧対照条文

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（抄）（第一条関係）	1
建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）（抄）（第二条第一号関係）	2
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（抄）（第二条第二号関係）	3
港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）（抄）（第三条関係）	4
宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）（抄）（第四条関係）	5
積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）（抄）（第五条関係）	5
水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）（抄）（第六条関係）	6
建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）（抄）（第七条関係）	7

○ 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（監督処分の公告）

第二十三条の二 法第二十九条の五第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一〇四 （略）

（建設業者監督処分簿）

第二十三条の三 （略）

2 （略）

3 次項の場合を除き、建設業者監督処分簿の様式は、別記様式第二十六号によるものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を国土交通省又は都道府県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルをもつて調製することができる。

（監督処分の公告）

第二十三条の二 法第二十九条の五第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報で行うものとする。

一〇四 （略）

（建設業者監督処分簿）

第二十三条の三 （略）

2 （略）

3 次項前段の場合を除き、建設業者監督処分簿の様式は、別記様式第二十六号によるものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を国土交通省又は都道府県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルをもつて調製することができる。（この場合における法第二十九条の五第四項の規定による閲覧は、当該ファイルに記録されている事項を紙面又は入出力装置（国土交通省又は当該都道府県の使用に係るものに限る。）の映像面に表示する方法で行うものとする。）

○ 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）（抄）（第二条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（免許の取消しの公告）

第六条の二 法第九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一〇三 （略）

（処分の公告）

第六条の三 法第十条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一〇四 （略）

（免許の取消しの公告）

第六条の二 法第九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報で行うものとする。

一〇三 （略）

（処分の公告）

第六条の三 法第十条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報で行うものとする。

一〇四 （略）

（監督処分の公告）

第二十二条の六 法第二十六条第四項において準用する法第十条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一〇四 （略）

（監督処分の公告）

第二十二条の六 法第二十六条第四項において準用する法第十条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報で行うものとする。

一〇四 （略）

現 行

○ 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（抄）（第二条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（監督命令に係る公示の方法）</p> <p>第二十九条の三 法第七十七条の三十第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事については当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p>	<p>（監督命令に係る公示の方法）</p> <p>第二十九条の三 法第七十七条の三十第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報で行うものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p>
	<p>（処分の公示）</p> <p>第三十条の二 法第七十七条の三十五第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p>	<p>（処分の公示）</p> <p>第三十条の二 法第七十七条の三十五第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報で行うものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p>
	<p>（処分の公示）</p> <p>第三十一条の十三 法第七十七条の三十五の十四第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p>	<p>（処分の公示）</p> <p>第三十一条の十三 法第七十七条の三十五の十四第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報で行うものとする。</p>

○ 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(委員会設置の届出)	
	第三条の四 法第三十五条第三項の届出は、左に掲げる事項を記載した書類に、同条第二項の条例を添附してするものとする。
1 港湾管理者の名称	
2 委員会を設置した年月日	
3 委員長及び委員の氏名	
第三条の四～第三条の六 (略)	第三条の五～第三条の七 (略)
(報告)	(報告)
第十三条 法第四十九条第一項の規定による報告は、事業年度ごとに当該事業年度終了後五月以内に公表するものとする。	第十三条 法第四十九条の規定による報告は、事業年度ごとに当該事業年度終了後五箇月以内に国土交通大臣に提出するものとする。
2 (略)	

○ 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十一号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（監督処分の公告）

第二十九条 法第七十条第一項の規定による公告は、国土交通大臣の处分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の处分に係るものにあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

現 行

（監督処分の公告）

第二十九条 法第七十条第一項の規定による公告は、国土交通大臣の处分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の处分に係るものにあつては当該都道府県の公報によるものとする。

○ 積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（処分の公告）</p> <p>第二十五条 法第四十七条の規定による公告は、国土交通大臣の処分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあつては都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。</p>	<p>（処分の公告）</p> <p>第二十五条 法第四十七条の規定による公告は、国土交通大臣の処分に係るものにあつては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあつては都道府県の公報による。</p>

○ 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（浸水想定区域等の公表） 第二条 法第十四条第三項の規定による浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表は、当該区域及び当該水深を定めた旨について、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。 2 （略）	（浸水想定区域等の公表） 第二条 法第十四条第三項の規定による浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表は、当該区域及び当該水深を定めた旨を官報又は都道府県の公報に掲載するとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

○ 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（準用）

第二十二条 第一条から第四条まで、第六条、第十条、第十二条及び第十四条の規定は、指定事務所登録機関について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
第十四条	法第十条の六第一項及び第三項、法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項並びに法第十条の十七第三項	法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項並びに法第十条の十七第三項	（略）
官報で告示すること	当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法	（略）	（略）

現 行

（準用）

第二十二条 第一条から第四条まで、第六条、第十条、第十二条及び第十四条の規定は、指定事務所登録機関について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
官報	当該都道府県の公報	（略）	（略）
官報	当該都道府県の公報	（略）	（略）